

## 事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	農業農村整備事業（老朽ため池等整備事業）																																						
地区名	大高新池地区																																						
事業箇所	知多郡武豊町大字東大高																																						
事業のあらまし	<p>大高大池は17.5haの農地をかんがいする農業用ため池として重要な役割を果たしている。しかしながら、堤体からの漏水及び洪水吐の断面不足により、洪水時には決壊の恐れがあり、下流域に甚大な被害を及ぼすことが危惧されている。</p> <p>決壊時には農地等の耕土流出や土砂埋没による被害に加え、下流人家への浸水が予測されることからその未然防止対策として、ため池改修を行うものである。</p>																																						
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>ため池決壊による農地等17.5haの被害を未然に防止し、農業経営の安定を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>																																						
事業費	事業費	内訳																																					
	118百万円	■工事費 110百万円、口用補費 一百万円、■その他 8百万円																																					
事業期間	採択予定年度	平成26年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成29年度																																	
事業内容	堤体工 L=145m 洪水吐兼取水工 1式																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	<p>大高大池は、農業用ため池として重要な役割を果たしているが、堤体からの漏水及び洪水吐の断面不足により、洪水時には決壊の恐れがある。</p> <p>このため、下流域への甚大な被害を未然に防止し、農業経営の安定化を図る必要がある。</p>																																					
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>堤体からの漏水量が著しく、また、洪水吐の能力不足により、ため池決壊の危険性が高いことから、災害の未然防止を行うことが急務である。</p>																																				
②事業の実効性	1) 事業計画	<p>事業計画及び実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・堤体工</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・洪水吐兼取水工</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（百万円）</td> <td colspan="4">118</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。</p>							H26	H27	H28	H29	工種 区分	調査・設計	←→				工事					・堤体工		←→			・洪水吐兼取水工		←→			事業費（百万円）		118			
			H26	H27	H28	H29																																	
	工種 区分	調査・設計	←→																																				
工事																																							
・堤体工			←→																																				
・洪水吐兼取水工			←→																																				
事業費（百万円）		118																																					
2) 地元の合意形成	本地区は、土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成が図られている。																																						
判定	A	<p>A：事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B：事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。</p>																																					

Ⅲ 対応方針	
事業実施	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業完了後5年間に実際に発生した降雨に対する堤体への影響状況（漏水・堤体クラック等）</li> <li>・ 事業完了後5年間に実際に発生した地震に対する堤体への影響状況（漏水・堤体クラック等）</li> </ul>	